

福島県電子入札運用基準（物品）

制 定 平成20年 2月 1日

最終改正 平成28年 9月14日

第1 趣旨

この基準は、福島県（以下「県」という。）が福島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う物品調達（以下「電子入札対象案件」という。）の入札手続きに関し、円滑かつ的確に実施するための事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において、使用する用語の意義については、以下に定めるところによる。

- 1 電子入札システム 県がコンピュータとネットワークを利用して参加申請から入札、落札者決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を行うための情報システムをいう。
- 2 電子入札 電子入札システムを使用して処理する入開札事務をいう。
- 3 紙入札 電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入開札事務をいう。
- 4 ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- 5 電子ファイル 電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。
- 6 入札参加者 電子入札対象案件に参加しようとする者で、あらかじめ以下の手続きを行っている者をいう。
県の「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱」に基づき入札に参加する資格があると認定され、「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）」に登録されており、かつ電子入札システムの利用者登録を行っている者。
- 7 紙入札参加者 案件ごとに県の承諾を受け、紙入札により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

第3 電子入札対象案件の適用範囲

この基準は、あらかじめ県が電子入札で行うものを指定し、公告した案件に対し適用する。

第4 電子入札システムの利用時間

電子入札システムの利用時間は、原則として、午前9時から午後5時まで（福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

第5 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、あらかじめ、電子入札に使用できるICカードを取得して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

また、ICカードの更新、追加等を行う場合も、同様とする。

第6 電子入札対象案件の登録等

県は、電子入札対象案件を電子入札システムに登録するとともに、電子入札対象案件である旨を公告等に記載する。

第7 入札参加者が使用するICカード及び委任状の取扱い

入札参加者が電子入札において使用することができるICカードは、有資格者名簿に登録された代表者又は当該代表者から入札及び見積に関する一切の権限について委任を受けた者（以下「受任者」という）のICカードとする。

第8 電子入札対象案件における入札手続き等の原則

- 1 電子入札対象案件については、電子入札システムを利用して入札手続きを行うものとし、原則として書面による入札参加申請書、辞退届及び入札書等の提出は認めない。
- 2 電子入札対象案件については、入札参加者に対する入札手続きに関連する各種通知等は、原則として電子入札システムを利用して行う。

第9 紙入札による参加を承諾する場合

- 1 第8の規定に関わらず、次の各号に該当する場合入札参加者は、公告を行った日から入札書受付締切日時までの間に「紙入札方式参加承諾願」（別記第1号様式）を県に提出し、その承諾を得た場合に限り、別途指定する入札書受付締切日時までに入札書等を持参する方法で入札に参加することができる。

なお、この場合において当該紙入札参加者又はその代理人は、開札時に立ち会うものとする。

- (1) 電子入札システムの障害等により、入札書受付締切日時までに、電子入札システムを使用した手続きを行うことが困難な場合。
- (2) その他紙入札を行うことが真にやむを得ないと認める場合。

- 2 県は1の規定により、紙入札による参加を認めたときは、当該案件について電子入札システムの使用を認めないものとする。

ただし、すでに電子入札システムを利用して提出済みの文書については有効なものとして取り扱う。

- 3 県は、1の規定により紙入札による参加を認めたときは、開札時に紙入札参加者として電子入札システムに登録するものとする。

第10 電子ファイルの作成基準

- 1 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの

保存形式は次のいずれかの方式によらなければならない。

- (1) MicrosoftWord
- (2) MicrosoftExcel
- (3) PDF ファイル
- (4) 一太郎

- 2 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、LZH 又は ZIP 形式によるものとする。
ただし、自己解凍方式は認めない。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札参加者は事前に当該ファイルがコンピュータウィルスに感染していないか確認し、ウィルスに感染したファイルを添付してはならない。

第 11 応札仕様書等の持参又は郵送

- 1 第 10 の規定により作成した電子ファイルの容量が、送信できる上限を超える場合、又は添付できない書面等の場合は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書のみ送信すると共に、県へ連絡しなければならない。
また、この場合における応札仕様書等は、証明書等受付締切日時（資格確認申請書の提出期限）までに県に到達するよう、持参又は郵送するものとする。
- 2 1 の場合における応札仕様書等については、一式すべてを持参又は郵送するものとし、複数の方法による提出は認めない。
- 3 郵送に使用する封筒の表には、次の各号の内容を記載しなければならない。
 - (1) 入札参加者の商号又は名称
 - (2) 調達案件名
 - (3) 「応札仕様書等在中」との朱書き

第 12 入札

- 1 入札参加者は、電子入札システムにより入札書及び入札内訳書（添付を求めた場合に限る）（以下「電子入札書等」という。）を、入札書受付締切日時までに提出するものとする。
当該日時までに電子入札書等が到達しない場合、入札を辞退したものとみなす。
なお、入札書については入札金額、入札参加者の商号又は名称、くじ番号等必要な事項が全て入力されたものを有効な入札書として取り扱う。
- 2 県は、電子入札書等が提出されたときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。
- 3 県は、入札書受付締切日時の経過後直ちに入札書の受付を締め切り、その旨を入札参加者（紙入札参加者を除く）に通知するものとする。
- 4 提出された電子入札書、辞退届等の変更又は取消しは認めない。
- 5 入札参加者側の障害等により入札及び開札の日時を変更する場合の基準及び取扱いについては、次の各号のとおりとする。
 - (1) 入札参加者側から障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合には、

県は、障害の内容と復旧の見込みについて調査確認を行うものとする。復旧までに相当の時間を要すると判断され、かつ、次のいずれかに該当する事由により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等

エ その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）

(2) (1) の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した後に、再度その旨を通知するものとする。

(4) (2) 及び (3) の規定による通知については、電子入札システムを使用することができない場合又は紙入札参加者に対する場合には、ファクシミリ等を使用するものとする。

6 県の使用に係るコンピュータ等の障害により入札及び開札の日時を変更する場合等の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 県は、県の使用に係るコンピュータ等の障害が発生した場合は、復旧の見込み等について調査確認を行い、必要があるときは、入札若しくは開札の日時の変更を行い、又は紙入札に切り替えるものとする。この場合において、既に入札している入札参加者の電子入札書等は、有効なものとして取り扱うものとする。

(2) (1) の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(3) 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨の記載を付して仮の入札又は開札の日時を通知し、変更後の入札又は開札の日時の決定後に、再度その旨を通知するものとする。

(4) 5の(4)の規定は、(2) 及び (3) の規定による通知について準用する。

第13 開札

1 県は、入札が完了したことを確認し、電子入札システムを使用して開札するものとする。

2 紙入札参加者がいるときの開札にあつては、開札日時に、紙入札参加者の面前で、入札書を開封する旨を告げるものとする。この場合において、県は、開封した入札書の金額、氏名又は名称及びくじ番号を、それぞれ1回ずつ明瞭に読み上げるとともに、

県の使用に係るコンピュータに入力するものとする。

- 3 県は、県の使用に係るコンピュータに表示される入札結果を確認して、その順位及び落札者を決定するものとする。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者の決定を行う。
- 5 県は、落札者を決定したときは、速やかに、入札参加者（紙入札参加者を除く。）に対しては電子入札システムを使用して、紙入札参加者に対しては、その場において口頭で、落札者の氏名又は名称及び落札金額を通知するものとする。

第14 ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用して行った入札は、無効とする。ただし、落札後に判明した場合には、契約締結前であっては契約を締結しないこととし、契約締結後であっては契約を解除することができる。また、ICカードを不正に使用して入札を行った者については、「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱」に基づき参加資格制限の措置を行うことがある。

第15 入札の無効

案件ごとに、入札説明書の入札の無効の規定各号の一に該当する入札は無効とする。

第16 仕様書等に関する質問及び回答

電子入札対象案件の仕様書に対する入札参加者からの質問及び回答については原則として次の各号の基準による。

- (1) 質問は公告等で示す日時までに電子入札システムに登録するものとする。
- (2) 質問の回答は、県が電子入札システム及び福島県入札用度課のホームページに登録するものとする。

第17 免責事項

- 1 利用者が使用するコンピュータ及びネットワークの障害等により、入札書等の提出が遅延又は不能となる若しくは電子入札システムからの情報が表示遅延又は表示不能となる等の場合において利用者に生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 2 電子入札システムの利用に当たり、電子証明書及び電子署名による本人確認の手続きを行ったうえで利用者本人と認めて県が取扱いを行った場合は、コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法による、いわゆるなりすましによって生じた損害について県は責任を負わないものとする。
- 3 天災、事変その他システム管理者の責に帰すことのできない事由により電子入札システムの利用が遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について県は責任を負わないものとする。

第18 その他

この基準に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式（第9関係）

紙入札方式参加承諾願

年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の物品等の入札については、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承諾してください。

記

- 1 入札案件番号
- 2 案件名
- 3 電子入札により参加することができない具体的な理由

上記について承諾します。

なお、当該案件について電子入札システムを使用した手続きは行わないでください。

また、入札の際は、入札執行日の開札時間までに入札書を開札場所に持参してください。

上記について承諾できません。

理由

年 月 日

福島県知事 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。